

工事におけるワンデーレスポンス実施要領（案）

1 目的

公共工事の現場においては、不意に発生する事項に対応する協議のために、作業中止時間が発生することがあり、この中止時間は、労働者の作業時間を浪費しているだけでなく、建設機械の償却費や安全管理に要する費用も必要となるため、工事原価のコストアップにつながっている。

そこで、これまでも工事現場で発生した問題に対処するため、監督員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を、組織的に取り組み、かつ回答期限等を定めることで、工事現場において発生する諸問題を迅速に解決することを目的とする。

2 対象工事

原則として、すべての工事において実施するものとする。

3 実施方法

(1) 迅速な対応

迅速な対応とは、請負者からの相談に関して、発注者は原則「その日のうち」に次の対応をしなければならない。

対応種別	内 容	備 考
即日回答	相談内容の諸問題に対して、相談票を受理したその日のうちに解決策を回答する。	
回答日を予告	即日回答が困難で、実際の回答までに時間がかかる場合は、何時まで回答が必要なのかを請負者と協議の上、工程に支障がないように回答期限を設ける。	予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに請負者に新たな回答期限を連絡する。
その他	相談内容に関する諸問題を解決するため、利害関係者等の意見調整を必要とする、または、その調整時間を要する場合等。	回答または回答日を予告することができない事情も合わせて回答する。

(2) 対応方法

請負者からの相談は主任監督員及び工事監督員が受理するものとし、受理した場合は速やかに内容を確認し、必要に応じて総括監督員と協議の上、相談内容に関して3(1)に従い迅速な対応を実施しなければならない。

工事監督員及び主任監督員は、互いに相談内容の把握に努め、工事監督員は主任監督員の指導のもと回答案を作成し、主任監督員は積極的に工事監督員への支援かつ指導を行うものとする。

4 その他

(1) 実施における留意点

ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し、効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

(2) 運用方法

この要領に定めのない事項については、「工事におけるワンデーレスポンスの運用について」によるものとする。

(附 則)

本要領は、平成22年 5月 1日から施行する。